

広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （素案）

— ゼロエミッションシティ広島への挑戦 —



1人1日、
おにぎり1個分の“ごみ減量”

令和 年 月

広 島 市

目 次

第1～7章 (省略)

第8章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	1
2 食品ロスの現状と課題	2
(1) 食品ロスの排出状況	2
(2) 食品ロスの発生要因	4
(3) 食品ロスに関するアンケート調査結果	5
(4) 課題	9
3 計画の目指す方向と削減目標	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 目標設定の考え方	10
(3) 削減目標	11
4 目標達成に向けた取組	12
(1) 各主体の役割等	12
(2) 対応方針	15
(3) 施策展開	16

第9章 計画の進行管理

1 計画の進行管理の基本的な考え方	21
2 毎年度の進行管理	21

第8章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、国内では、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄されています。

この現状は、とても「もったいない」ことであり、まだ食べることができる食品を廃棄することなく、可能な限り食品として活用していくことが重要となります。また、食品ロスの削減は、食品の生産等に関わる資源等の無駄な使用の抑制、廃棄物処理に要する経費の軽減等につながることから重要な取組です。

世界は今、持続可能な社会を実現させ、それを将来の世代に引き継ぐ上で重要な時期を迎えており、食品ロスの削減は、そのために誰もが取り組める身近な課題となっています。

このような状況の中、本市においても、誰もが食品ロスを他人事ではなく我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、本市、事業者、消費者等の多様な主体が連携して食品ロス削減を推進する必要があることから、持続可能な社会の実現に寄与することを目指し令和5年4月に施行した広島市食品ロス削減推進条例等の趣旨を踏まえ、新たな食品ロス削減推進計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本市における食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画及び広島市食品ロス削減推進条例に基づく食品ロス削減推進計画として策定します。

また、食品ロス削減の取組は、ごみの発生抑制・排出抑制に資するものであり、広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めるごみ減量の取組と関連が深いことから、同計画の中に位置付け、一体のものとして策定します。

(3) 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

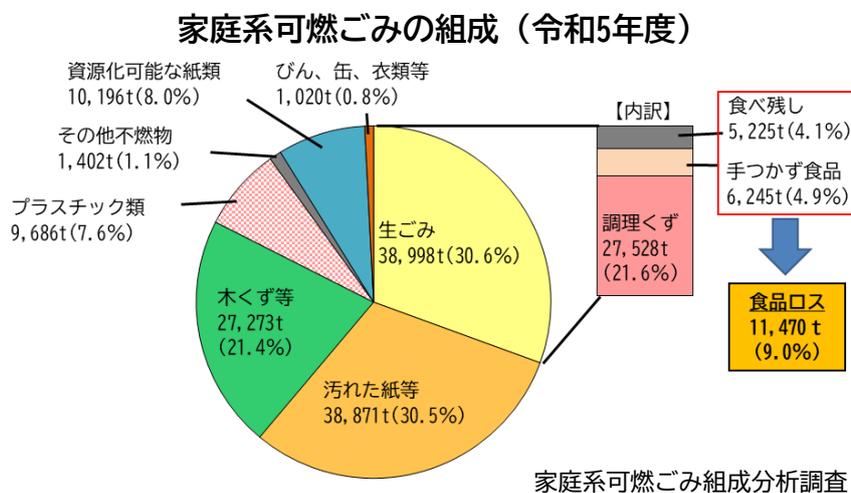
2 食品ロスの現状と課題

(1) 食品ロスの排出状況

本市では、家庭及び事業者から排出される可燃ごみの組成を調査し、食品ロスやリサイクル可能な紙類などが、どの程度混入しているかを把握するため、平成15年度から組成分析調査を年2回（令和3年度までは年1回）実施し、その調査結果から、可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を算出し、可燃ごみの排出量と掛け合わせることで食品ロス量を推計しています。

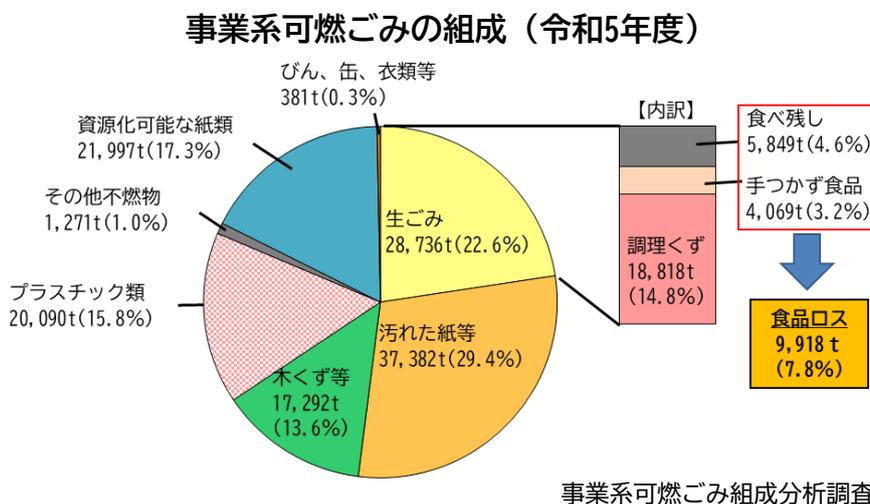
ア 家庭系食品ロス量

令和5年度における家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、家庭系可燃ごみ全体の9.0%、生ごみのうちの29.4%となっており、食品ロス量は11,470tと推計されます。



イ 事業系食品ロス量

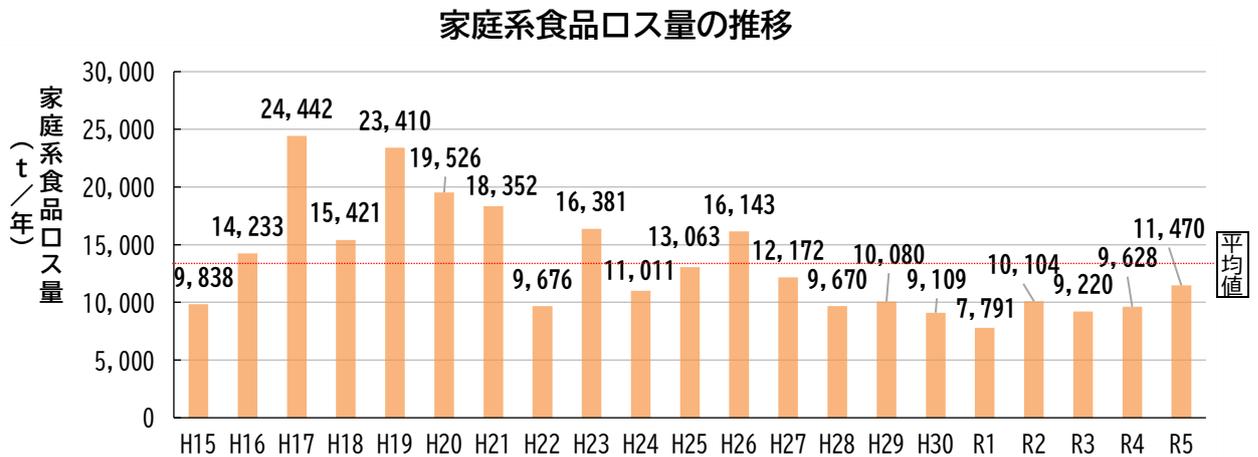
令和5年度における事業系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、事業系可燃ごみ全体の7.8%、生ごみのうちの34.5%となっており、食品ロス量は9,918tと推計されます。



ウ 食品ロス量の推移

(ア) 家庭系食品ロス量

平成 15 年度から令和 5 年度の間、家庭系可燃ごみに含まれる家庭系食品ロス量について、平均値を算出すると 13,368 t となり、平成 17 年度以降、減少傾向がみられますが、近年は横ばい傾向にあります。



(イ) 事業系食品ロス量

事業系食品ロス量についても、家庭系と同様に平均値を算出すると、食品ロス量は 17,805 t となり、年度ごとのばらつきはありますが、近年は家庭系を上回る傾向にあります。



国内外の食品ロスの状況

令和4年度の国内の食品ロス量は、農林水産省及び環境省の推計によると472万tとなっており、その内訳は家庭系・事業系それぞれ236万tであり、半分は家庭から発生しています。

FAO (国際連合食糧農業機関) の報告書によると、世界では食料生産量の3分の1に当たる約13億tの食料が毎年廃棄されています。

(2) 食品ロスの発生要因

家庭では、買物、保存、調理、食事など消費生活における各場面において、直接廃棄や食べ残し、過剰除去などの食品ロスが日常的に発生しています。

事業者では、生産、製造、流通、販売等の各段階において、規格外品や破損、返品、売れ残り、食べ残しなどの食品ロスが日常的に発生しています。

ア 家庭から発生する食品ロス

発生段階	発生要因	発生する食品ロスの種類
① 買物	・ 買い過ぎなどによる消費期限・賞味期限切れ	・ 直接廃棄
② 保存	・ 冷蔵庫内等における食品管理の不備	・ 直接廃棄
③ 調理	・ 野菜や果物の皮などのむき過ぎ	・ 過剰除去
④ 食事	・ 料理の作り過ぎ ・ 食べ物の好き嫌い	・ 食べ残し

イ 事業者から発生する食品ロス

発生段階	発生要因	発生する食品ロスの種類
① 生産 (農林漁業者)	・ 農畜水産物のとれすぎ ・ 形が悪いことなどによる出荷基準を満たさない農畜水産物の発生	・ 規格外品
② 製造 (食品製造業者)	・ 設備トラブルなどによる流通できない商品の発生 ・ 欠品対策のための余剰製造 ・ 商慣習による納品期限切れ	・ 規格外品 ・ 売れ残り
③ 流通 (卸売業者)	・ 輸送過程における破損 ・ 大量買い付けした商品を小売業者に小分けして納品する際の端数在庫の発生 ・ 商慣習による納品期限切れ	・ 破損 ・ 返品 ・ 売れ残り
④ 販売等 (小売業者、 外食事業者)	・ パッケージの破損 ・ 商品の売れ残りによる返品・廃棄 ・ 商慣習による販売期限切れ ・ 商品の仕入れ・仕込みすぎ ・ 利用客の食べきれない量の注文	・ 破損 ・ 返品 ・ 売れ残り ・ 食べ残し

(3) 食品ロスに関するアンケート調査結果

ア 市民（消費者）向けアンケート調査

本市が毎月1日に実施している「ごみ減らそうデー」において、買物客を対象として、アンケート調査を実施しました。

対 象 ごみ減らそうデー参加者
 調査期間 令和5年6月～令和6年2月
 調査方法 スーパーマーケット店頭でのアンケート用紙への記入
 回答人数 783人

(ア) 調査結果

設問① 「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。
設問② 「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。

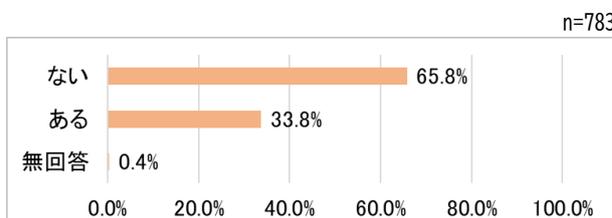
食品ロスの問題への認知度は97.3%となっており、食品ロス削減の取組を行っている人については95.5%となっています。



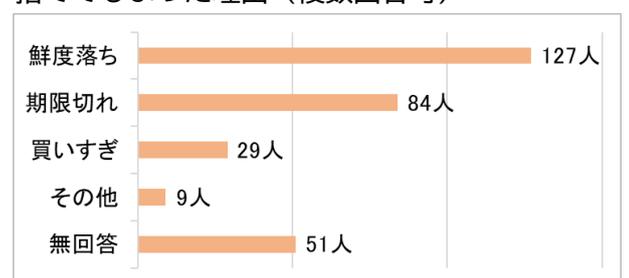
設問③ 最近（過去2～3ヶ月程度）、食べ物に手を付けずに捨ててしまったことはありますか。

「ない」と答えた人が65.8%、「ある」と答えた人が33.8%となっています。

「ある」と答えた人が捨ててしまった品目は、野菜が156人と最も多く、それに続いて、総菜、果物、肉、魚となっています。また、捨ててしまった理由としては、鮮度落ち127人が最も多く、それに続いて、期限切れが84人となっています。



「ある」の場合、捨ててしまった品目（複数回答可） 捨ててしまった理由（複数回答可）



イ 事業者向けアンケート調査

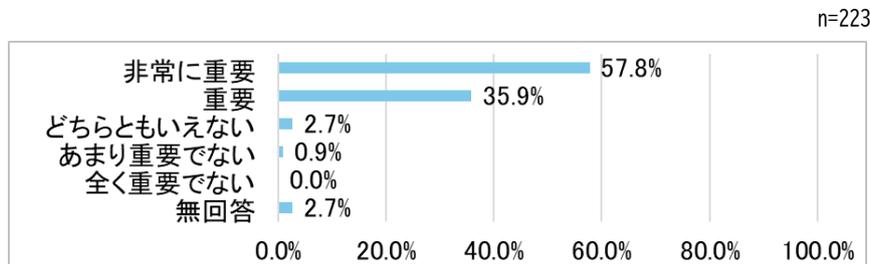
本市の食品ロス削減協力店を対象として、アンケート調査を実施しました。

対 象 食品ロス削減協力店 657 店舗
 調 査 期 間 令和6年4月
 調 査 方 法 郵送による配付・回収
 回答店舗数 223 店舗

(ア) 調査結果

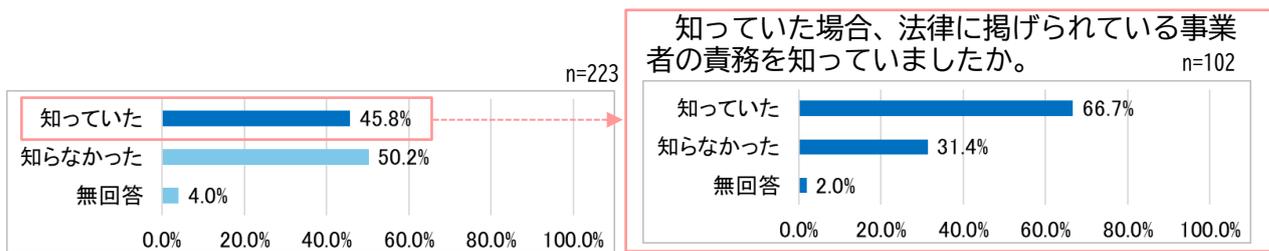
設問① 貴店では、食品ロス削減はどの程度重要な課題として認識していますか。

食品ロス削減を重要と認識している店舗は、「非常に重要」「重要」と答えた店舗が 93.7%となっており、ほとんどの店舗が重要な課題と認識しています。



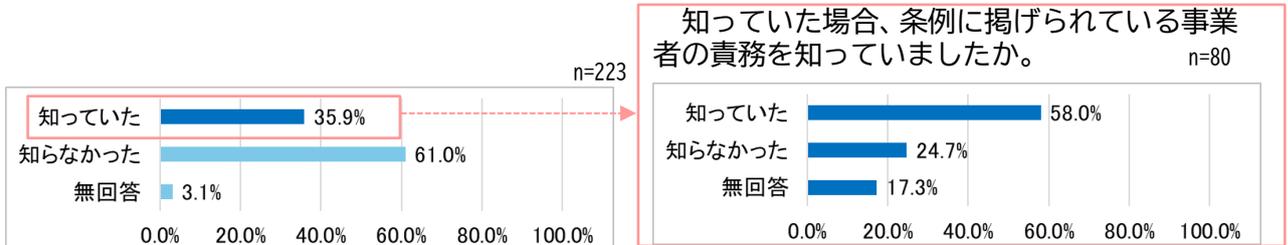
設問② 貴店では、国において「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを知っていましたか。

国の法律が施行されたことを知っている店舗は 45.8%にとどまり、半数以上の店舗が法律の施行を知りませんでした。また、法律の施行を知っていた事業者のうち、事業者の責務を知っていた店舗は、66.7%となっており、回答店舗全体でみると約3割しかいませんでした。



設問③ 貴店では、広島市において「広島市食品ロス削減推進条例」が施行したことを知っていましたか。

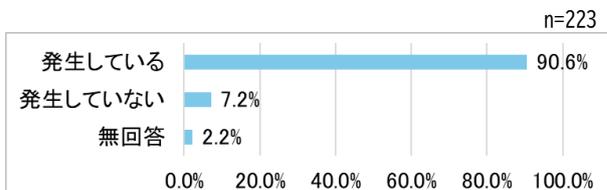
本市の条例が施行されたことを知っている店舗は 35.9%と少なく、6 割の事業者は条例の施行について知りませんでした。また、条例の施行を知っていた事業者のうち、事業者の責務を知っていた店舗は、58.0%となっており、回答店舗全体でみると約 2 割しかいませんでした。



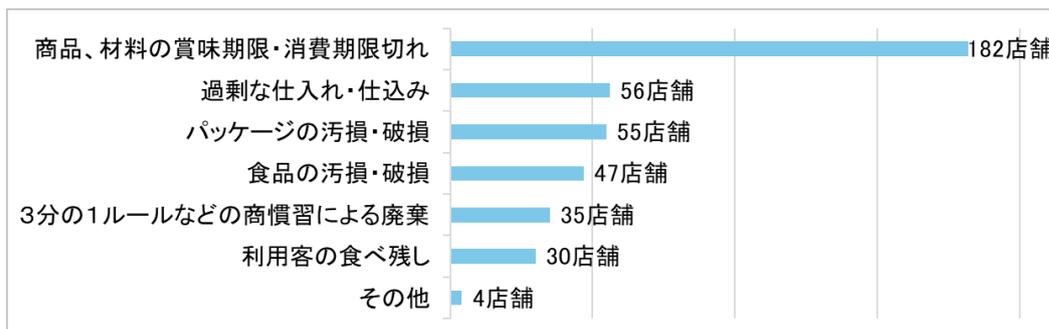
設問④ 貴店では、食品ロスが発生していますか。

発生していると回答した店舗は 90.6%と 9 割以上の店舗で食品ロスが発生していました。

また、発生している場合の要因については、商品、材料の賞味期限・消費期限切れが最も多く、それに続いて過剰な仕入れ・仕込み、パッケージや食品の汚損・破損となっていました。

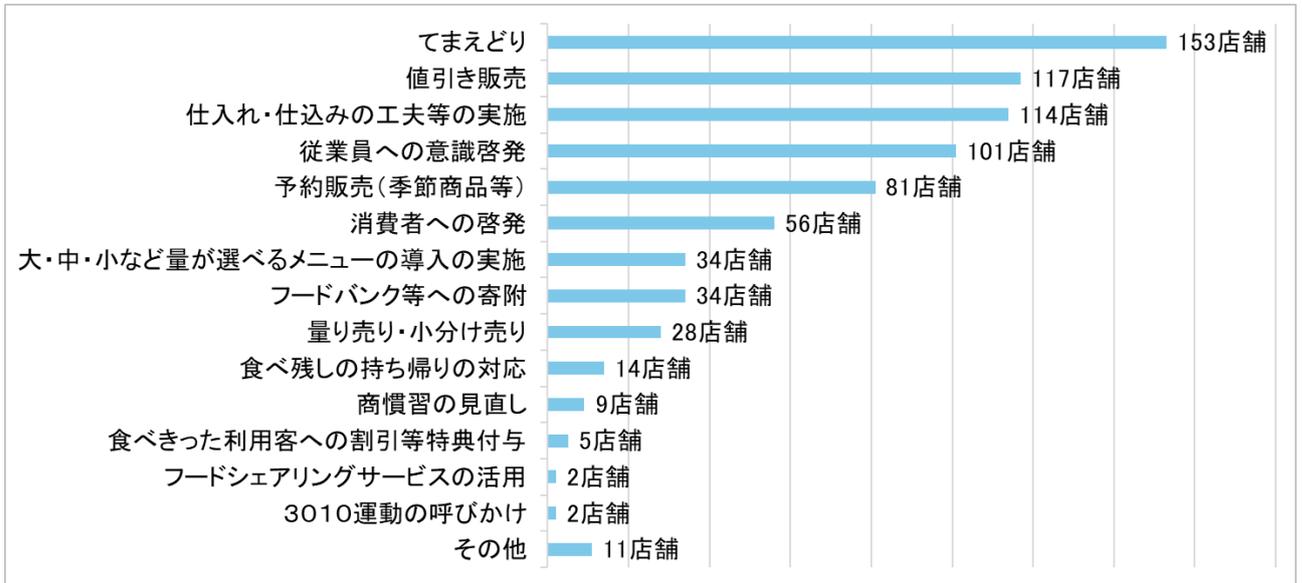


発生している場合、食品ロスが発生する要因は何ですか。(複数回答可)



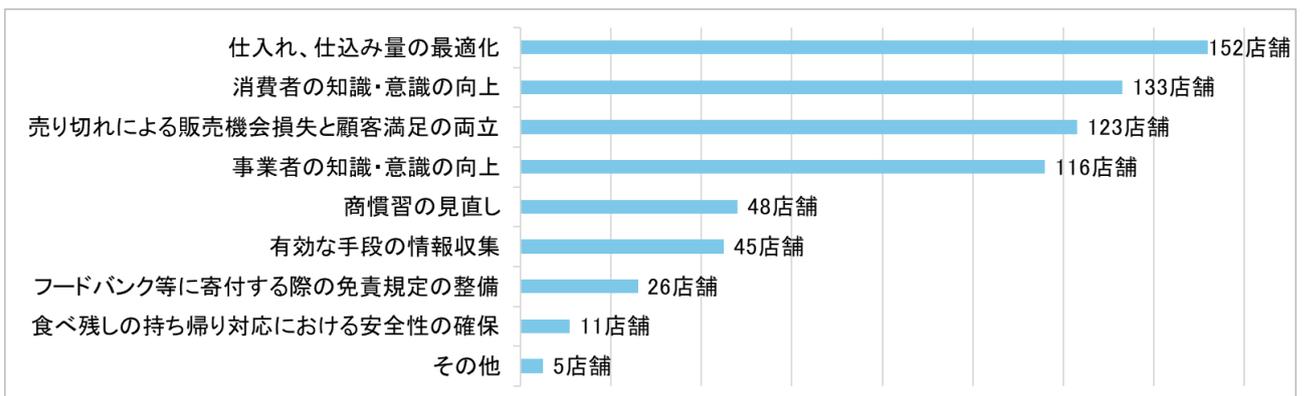
設問⑤ 貴店では、食品ロスを削減するために、どのような取組をしていますか。(複数回答可)

てまえどり、値引き販売、仕入れ・仕込みの工夫等、従業員への意識啓発、予約販売などの取組をしている店舗が多く、フードシェアリングサービスの活用や食べ残しの持ち帰りへの対応、商慣習の見直しなどの取組を行っている店舗は少数でした。



設問⑥ 貴店が食品ロス削減に取り組むにあたっての課題は何ですか。(複数回答可)

仕入れ・仕込み量の最適化、消費者及び事業者の知識・意識の向上、販売機会の損失と顧客満足度の両立などに対して、課題を感じていると回答している店舗が多くいました。



(4) 課題

ア 家庭

アンケート結果を見ると、市民の食品ロスの問題への認知度は高く、食品ロス削減に取り組んでいる人も多いが、一方で、約34%が最近手つかず食品を捨てたことがあると回答していました。

このため、引き続き食品ロス削減に関する取組の周知啓発を行うとともに、買物、保存、調理、食事などのそれぞれの場面において食品ロス削減に繋がる行動を促す施策を検討、実施する必要があります。

イ 事業者

アンケート結果を見ると、多くの事業者が、食品ロス削減の重要性は認識している一方、法律や条例が施行されていることや、その法律等で規定されている事業者の責務については知らない事業者が多くいました。

また、食品ロス削減の取組にあたっての課題として、仕入れ・仕込み量の最適化や、売切れによる販売機会損失と顧客満足の両立をあげている事業者が多くいました。

このため、法律や条例で規定されている事業者の責務について周知を図るとともに、事業者が抱える課題について、さらに詳細に調査を行った上で、事業者と協働して課題解決に向けた取組を検討、実施していく必要があります。

3 計画の目指す方向と削減目標

(1) 基本的な考え方

まだ食べることができる食品が日常的に廃棄されている現状から、「もったいない」という気持ちを持ち、食品ロスを我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、本市等の多様な主体が連携して削減に向けて取り組んでいく必要があります。

その上で、あらゆる主体において、食べ物を大切にする文化を再認識し、次のスローガンの下、食品ロス削減目標を掲げ、子どもたちに明るい未来を託せるよう行動の変革を目指します。

食品ロス削減推進スローガン

『食品ロス』もったいないけえ なくそうやあ！

(2) 目標設定の考え方

国は2030年度までに2000年度比で家庭系・事業系の食品ロス量をそれぞれ半減させる目標を設定しており、単年度当たりの削減目標は約1.67%減となります。

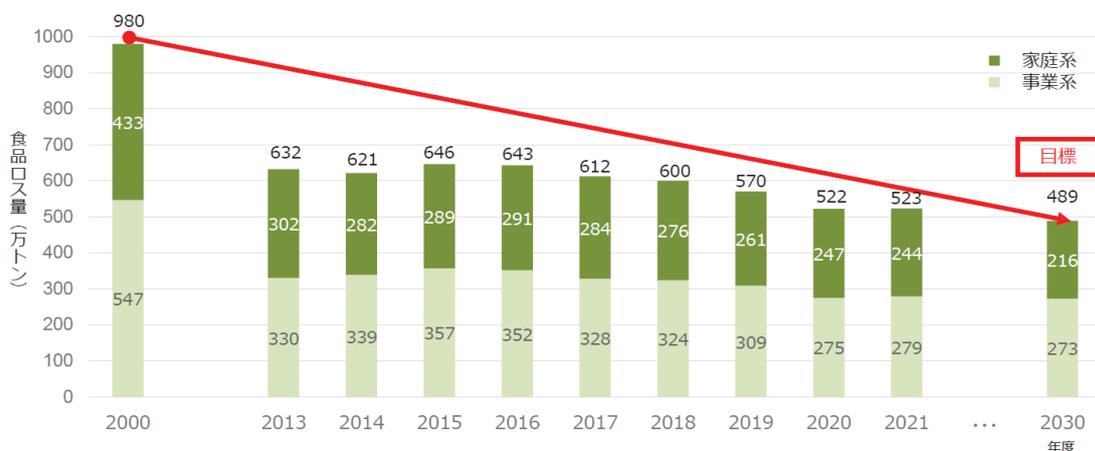
本市においては、令和5年度を基準に市民・事業者・本市が一体となって、国の削減目標を上回る単年度当たり2%の削減を目指すこととし、目標値を設定します。

国の目標

2000年度比（980万t）で、2030年度までに半減させる（489万t）。

家庭系食品ロス：2000年度433万tを、2030年度216万tにする。

事業系食品ロス：2000年度547万tを、2030年度273万tにする。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (/2000)	2030 (/2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	244 (▲56%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	279 (▲51%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	523 (▲53%)	489 (▲50%)

出典：令和5年度 消費者庁 食品ロス削減参考資料

(3) 削減目標

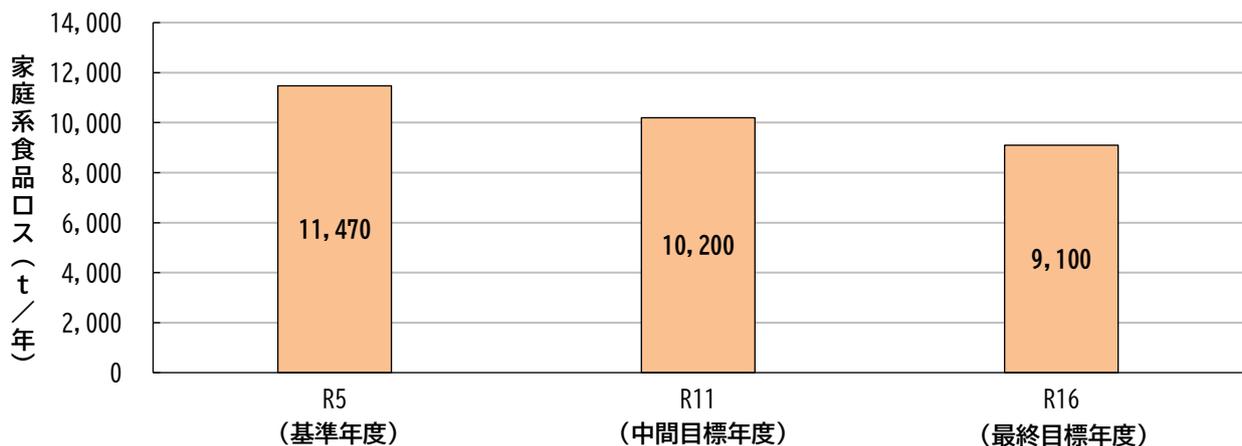
市民、事業者、本市等の多様な主体が連携して食品ロス削減に向けて取り組んでいく指標とするため、以下のとおり削減目標を設定します。

最終目標年度（令和16年度）までに
家庭系食品ロスを9,100 t /年以下にする（約20%減）
事業系食品ロスを7,900 t /年以下にする（約20%減）

ア 家庭系食品ロス

家庭系の食品ロス量については、令和5年度の推計量 11,470 t /年を基準として、令和16年度までに約20%、約2,400 t 削減し、9,100 t /年以下を目指す。

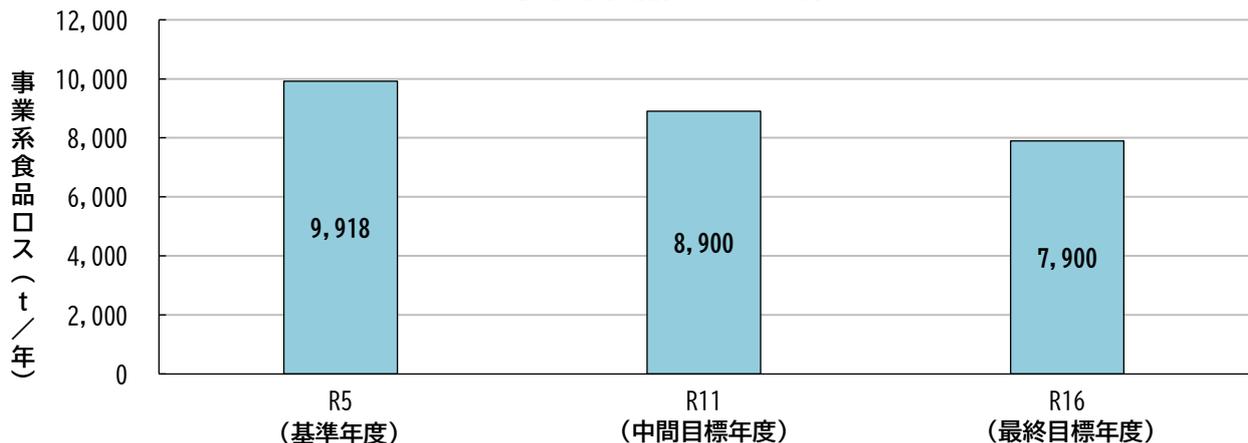
家庭系食品ロスの目標



イ 事業系食品ロス

事業系の食品ロス量については、令和5年度の推計量 9,918 t /年を基準として、令和16年度までに約20%、約2,000 t 削減し、7,900 t /年以下を目指す。

事業系食品ロスの目標



4 目標達成に向けた取組

(1) 各主体の役割等

ア 市民の役割

市民は消費者として、食品ロス削減の重要性への理解と関心を深めるとともに、日常生活の中で食品ロス削減のために自らができることを考え、消費期限や賞味期限を正確に理解した上で、食品の購入、保存または調理の方法を改善することなどにより食品ロスの削減について、自主的に取り組むよう努める。

発生段階	求められる行動（例）
① 買物	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に家にある食材を確認し、期限表示を理解の上、使い切れる分だけ購入する。 ・メモを活用するなどし、必要なものだけを購入する。 ・品質に問題のない規格外品や訳あり品の購入を検討する。 ・季節商品などは予約販売を活用し、欠品を許容する意識を持つ。 ・買ってすぐに食べる場合などには、商品棚の手前に並べられている消費期限・賞味期限が近い商品を積極的に選ぶ（てまえどり）。
② 保存	<ul style="list-style-type: none"> ・食材に応じた適切な保存と冷蔵庫内の適切な在庫管理により、食材を使い切る。 ・冷凍保存や伝統的保存（乾燥、発酵）など、自宅でできる長期保存方法を実践する。
③ 調理	<ul style="list-style-type: none"> ・家にある食材を計画的に使い切る。 ・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしない。 ・食べきれなかったものはリメイク等の工夫をする。
④ 食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食卓に上げるのは食べきれる量とし、食べ残しを出さない。 ・あらかじめ嫌いなものを伝えることにより、残して捨てるものが出ないようにする。 ・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきる。 ・会食時には、最初の30分間と最後の10分間に料理を楽しむ時間を設ける「3010運動」（さんまるいちまる運動）を実践する。 ・外食の際、料理が残った場合は、食品衛生上の留意事項を理解した上で、自己責任の範囲で持ち帰ることを検討する。
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食べずに家に残っている未利用食品を、フードドライブ等を通じて、フードバンク等に寄附する。 ・やむをえず発生してしまう食品廃棄物については、生ごみの水切りをしっかりと行い、減量に努めるほか、ダンボールコンポストなどを用いた生ごみリサイクルの実施による食品廃棄物の資源化の取組を行う。

イ 事業者の責務

事業者は、食品ロス削減の重要性への理解と関心を深め、自らの事業活動に関し、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるとともに、本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力するよう努める。

発生段階	求められる行動（例）
① 生産 (農林漁業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用の農畜水産物を有効活用する。
② 製造 (食品製造業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・原料の無駄のない利用や製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。 ・食品の製造方法や加工方法の見直し、容器包装の工夫により、賞味期限の延長に取り組む。 ・賞味期限の大括り化（年月表示など）に取り組む。 ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体で食品ロス削減に資する適正受注を推進する。 ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。 ・製造時に生じる端材や型崩れ品等の規格外品の有効活用を推進する。
③ 流通 (卸売業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・納品期限の緩和等の商慣習の見直しに取り組む。 ・受発注リードタイムの調整、適正発注の推進等によって、売れ残りを削減するよう努める。
④ 販売等 (小売業者・ 外食事業者)	<p>【小売業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品期限の緩和等の商慣習の見直しに取り組む。 ・天候や曜日を考慮した需要予測に基づく仕入れや販売等を工夫する。 ・季節商品の予約制など、需要に応じた販売を行う。 ・賞味・消費期限の近い食品の購入を促し、売り切りのための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。 ・小分けや少量販売など使い切りやすい工夫を行う。 <p>【外食事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小盛りの設定など、利用者が食べきれる量を選択できるようにする。 ・利用者に「3010運動」の実施を呼び掛ける。 ・利用者が食べきれなかった場合は、自己責任を前提に可能な範囲で持ち帰りできるような措置を行う。
⑤ 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・外箱の傷や汚れ等、食品の品質に影響がない理由による食品廃棄の見直しを行う。 ・フードシェアリング等の活用により、売り切りの工夫を行う。 ・フードバンク団体等の役割とその活動を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロスの削減に向けた体制を整備するとともに、取組内容や進捗状況について積極的に開示する。 ・やむを得ず処分してしまう食品廃棄物については、食品リサイクル施設を活用し、リサイクルに努める。

ウ 行政の責務

本市は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、本市の特性に応じた施策を策定し、実施する。

区分	実施する施策
① 普及啓発、教育及び学習の振興等	・市民（消費者）や事業者等の食品ロス削減への理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進する。
② 食品関連事業者等の取組に対する支援	・食品関連事業者等の食品ロス削減に向けた取組に対する支援を行う。
③ 表彰	・市民（消費者）や事業者、食品ロス削減に関する活動を行う団体、学校その他の関係者の食品ロスの削減を促進するため、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者を表彰する。
④ 実態調査等	・まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査や、その効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進する。
⑤ 未利用食品等を提供するための活動の支援等	・食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、貧困や災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動の円滑な実施を図る。
⑥ 食品廃棄物の再生利用の促進	・食品廃棄物の再生利用を促進するために必要な施策を実施する。
⑦ 推進体制の整備	・食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、当該施策に関係する部局相互の連携を図るための体制を整備する。
⑧ 財政上の措置	・食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。

(2) 対応方針

食品ロスの削減は市民、事業者、本市等の多様な主体が連携して削減に向けて取り組んでいくことが重要であることから、協働の取組を軸として、それを補完する普及啓発や推進体制の整備等に取り組みます。

ア 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

食品ロスの各発生段階における削減を図るため、市民・事業者と協働して取り組むとともに、必要な支援を行います。

イ 食品ロス発生抑制のための普及啓発等

あらゆる主体が、食品を無駄にすることは「もったいない」という気持ちを持ち、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動へと転換を図るため、食品ロス発生抑制のための普及啓発や支援を行います。

ウ 食品廃棄物の再生利用の促進

食品ロス削減の取組を実施した上で生じる食品廃棄物の再生利用の促進に取り組みます。

エ 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

市民、事業者、食品ロス削減に関する活動を行う団体や学校その他の関係者が相互に連携し、食品ロス削減に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備します。

(3) 施策展開

ア 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

(ア) 食品関連事業者等の取組に対する支援

施策	主な取組内容
○「食品ロス削減協力店」の登録	・料理の食べきりなどに取り組む飲食店や宿泊施設、量り売りや小分け売りなどに取り組む小売店などを協力店として登録し、食品ロス削減の取組を本市と協働で実施します。
○「てまえどり運動」の実施	・食品ロス削減協力店のうち、スーパーマーケット等の小売店等において、買ってすぐに食べる場合には、商品棚の手前に並べられている消費期限・賞味期限が近い商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を呼びかけるポップやポスターを掲示するとともに、店内アナウンス等を行います。
○「ぶちええね！食べきりキャンペーン」の実施	・飲食店等において、利用客が料理を食べきった場合にインセンティブを付与するキャンペーンを実施し、市民、飲食店双方の食品ロス削減に対する意識向上を図ります。
○外食時の食品ロス削減の推進	・外食時には食べられる量を注文し、料理をおいしく食べることや、宴会において、最初の30分と最後の10分は料理を楽しむことで、食べ残しを減らす「3010運動」について、市ホームページを通じて周知します。 ・飲食店等で、料理を食べきれずに食べ残しを持ち帰る場合には、食品ロス削減の意義や食品衛生上の留意事項を周知し、飲食店等や消費者の双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を促します。
○非常変災時等の学校給食における対策の実施	・非常変災時等に臨時休業や臨時休業が見込まれる場合、給食関係事業者等の協力の下、食品ロスの発生を回避する対策を実施します。
○“ひろしまそだち”地産地消推進事業の実施	・広島市内で生産された農林水産物（“ひろしまそだち”産品）の安全・安心の確保を図るとともに、生産者・小売店・飲食店・消費者による地産地消の輪を広げ、地産地消を進めます。
○6次産業化サポート事業の実施	・6次産業化に取り組む農業者、林業者を支援するため、農林産品の加工品製造研修の実施、パッケージデザインや販路開拓などに係るアドバイザーの派遣等を行います。また、アドバイザー派遣により、自社の農産物を使用した加工品の開発等の支援し、規格外等の農産物の有効活用に繋がります。
○優良事例等の勉強会の開催	・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会等において、事業者が実施している優れた取組に関する勉強会を開催します。
○市ホームページ等による取組事例の紹介	・市ホームページ等で食品ロス削減に関する取組事例を紹介し、周知を図ります。

(イ) 未利用食品等を提供するための活動の支援等

施策	主な取組内容
○フードシェアリングの促進	・売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食品を求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングするサービスを利用することにより、そのままと食品ロスになってしまう食品の有効活用を促進します。
○フードドライブの推進	・地域のイベントなどの会場において、フードドライブ（家庭や企業で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて、地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動）を実施するとともに、事業者が実施するフードドライブについて市ホームページ等を通じて周知を図ります。
○フードバンクの取組の支援	・食品を取り扱う事業者や各家庭から、まだ食べられる余っている食品を引き取り、必要としている団体や施設などに提供するフードバンク活動を市内で行う団体等の概要などについて、チラシや市ホームページ等を通じて周知を図ります。 ・食品関連事業者等による食品の寄附を促進するため、食品寄附活動の意義や、寄附する際に求められる寄附食品の適切な管理等に係る情報の周知を図ります。
○商品寄贈による社会福祉貢献活動	・事業者が、広島市社会福祉協議会及び本市との間で締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定」に基づき、広島市社会福祉協議会への寄贈を通じて、店舗の閉店・改装時の在庫商品をNPO法人やボランティア団体等の福祉活動団体等に無償提供することに対して、広報などの取組の支援を行います。

(ウ) 実態調査等

施策	主な取組内容
○ごみ組成分析調査	・食品ロス削減に向けた取組の効果を検証するとともに、新たな施策の検討材料とするため、可燃ごみをサンプリングして組成分析を行います。
○食品関連事業者から排出される食品ロスの調査	・食品廃棄物の多い食品関連事業者への実態調査等を実施し、現状の食品ロスの実態を把握した上で、事業者から排出される食品ロスの削減に効果的な施策を検討します。

イ 食品ロス発生抑制のための普及啓発等

(ア) 普及啓発、教育及び学習の振興等

施策	主な取組内容
○食品ロス削減に関する取組の普及啓発	・食品ロス削減を含むごみの減量・リサイクルに関するチラシを作成し、町内会等を通じて配布するとともに、市内への転入者等にごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」を配付し、食品ロス削減について普及啓発を図ります。
○エシカル消費の普及啓発	・一人一人の消費行動が、人や社会、環境に影響を及ぼすことに配慮して、消費者が自主的かつ合理的な消費行動を行うことができるよう、エシカル消費に関する意識を高めるための情報提供や啓発活動等を実施します。
○わ食(和食・輪食・環食)の推進	・健全な食生活を実践する市民を増やすため、毎月19日の「わ食の日」を啓発するとともに、様々な機会や場面を活用した3つの「わ食(和食・輪食・環食)」に関する啓発活動等を実施します。
○パネル展示の実施	・食品ロスやSDGs、環境等についてのパネル展示を実施し、食品ロスの削減に向けた行動を促します。
○食品ロス削減イベントの開催	・食品ロス削減の日(10月30日)の近辺で市内中心部において市民を対象としたイベントを開催し、食品ロス削減に関するクイズやパネル展示、フードドライブなどを実施します。
○イベント等への出展	・地域のイベントなどの会場において、食品ロス削減等に関するクイズやパネル展示を実施するとともに、フードドライブを実施します。
○「ごみ減らそうデー」の実施	・毎月1日を「ごみ減らそうデー」として、スーパーマーケット等の店頭でのパネル展示や買い物客に対するアンケートを実施し、食品ロスの削減について呼びかけます。
○エコクッキング教室等の開催	・食品ロス削減の取組について考える機会を提供するため、ふだんは捨てがちな食材の部位や、余った食材を活用した調理方法を紹介するエコクッキング教室等を開催します。
○若い世代を対象としたエコクッキング教室の開催	・若い世代が食品ロス削減について考える機会を提供するため、高校生等に対して、大学生等が講師となり、エコクッキング教室を開催します。
○学生と連携したエコクッキングレシピ・動画の作成	・市内の学生に食品ロス削減につながるエコクッキングのレシピやレシピ動画の作成を依頼し、作成されたレシピや動画を市のYoutubeやホームページ等で紹介します。

施策	主な取組内容
○環境講座の実施	・市民等を対象に食品ロスの削減をテーマとした環境講座を実施します。
○学校における各教科の指導の充実	・発達段階に応じて、食品ロスへの理解の醸成やその削減に向け主体的な行動を促すことを目的に、各教科等の学習活動を通じて指導を行います。
○食育リーフレットの作成・配付	・学校における食育を推進するため、栄養バランスの良い食事や望ましい生活習慣、食文化、地産地消、食品ロスの削減など、小学1年生から中学3年生までの各学年の学習内容に応じたテーマで食育リーフレットを作成・配付し、これを活用した食育の指導を行うとともに、保護者向けの内容も掲載することにより、家庭への啓発も図ります。
○食農推進事業の実施	・市内産・新鮮・安心な“ひろしまそだち”製品の消費拡大に向け、市民が気楽に食農体験できる機会を拡大し、「食」と食を支える「農」に対する理解を深める取組として、食農体験イベントの実施や食農コーディネーターの育成などを行います。
○食品ロス削減推進サポーターの育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、「食」や環境問題に一定の知見を有する個人や団体会員向けの講座の受講を関係団体等に呼び掛け、サポーターの育成を推進します。 ・また、食品ロス削減推進サポーターについては、本市が実施するイベントや講座などの啓発活動に参画してもらうなど、本市との協働のあり方について検討します。

(1) 表彰

施策	主な取組内容
○広島市食品ロス削減推進表彰の実施	・食品ロスの削減に顕著な功績があると認められる者に対し、その功績をたたえるとともに、その取組を幅広く広報し、食品ロス削減の一層の推進に資することを目的として、優れた取組を実施している者を表彰します。

ウ 食品廃棄物の再生利用の促進

施策	主な取組内容
○生ごみリサイクル講習会の開催	・段ボール等を用いて家庭で生ごみを堆肥化する方法を紹介する講習会を公民館等で開催します。
○家庭系廃食用油の回収の促進	・民間事業者等が行っている家庭系廃食用油の回収について、市ホームページやチラシを通じて周知するとともに、回収に協力する店舗等に対して幟旗の配付などの支援を行います。
○食品リサイクル・ループ形成に向けた取組	・食品リサイクル・ループをPRする市オリジナルのロゴを使用したポップやチラシを事業者提供するなど、取組の周知を図ります。 ・食品リサイクル・ループの具体的な取組事例を周知するとともに、事業者同士の情報交換の場となる勉強会の開催を検討します。
○食品リサイクル施設の情報提供	・食品リサイクルに取り組む意欲のある食品関連事業者の参考となるよう、近隣市町に所在する食品リサイクル施設について、市ホームページに掲載するなど、情報提供を行います。

エ 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

施策	主な取組内容
○ごみ減量・リサイクル実行委員会の開催	・市民団体、スーパーマーケット等小売事業者、飲食やホテル・旅館業関係団体、本市が一体となった実行委員会において、協働で施策を検討・実施することにより食品ロス削減を含むごみの減量・リサイクルの推進に取り組めます。
○広島市食品ロス削減推進部会の開催	・食品ロス削減に関連する有識者や関係団体等の委員、庁内の連携部署で構成する部会を開催することにより、関係者相互の連携を図り、食品ロス削減の総合的かつ効果的な推進を図ります。

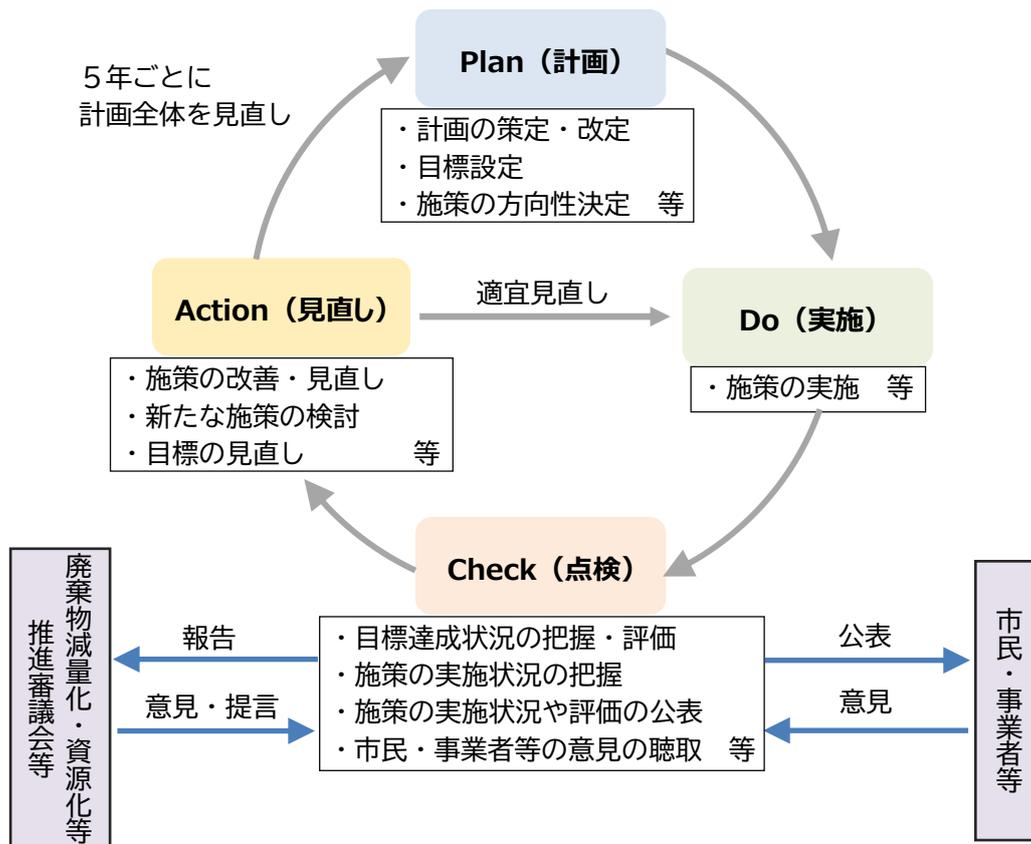
第9章 計画の進行管理

1 計画の進行管理における基本的な考え方

計画を着実に推進するためには、施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に把握・評価し、適宜改善していくことが重要です。

このため、PDCAサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていきます。

計画の進行管理（PDCAサイクル）



2 毎年度の進行管理

施策の実施状況及び目標の達成状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、目標を確実に達成できるよう、必要に応じて施策の見直しを行います。

また、計画の進捗よく状況等について、市ホームページや広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会等において公表・報告します。